

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 実 施 計 画	
1	教育実習の内容及び成績評価等
①	教育実習の時期 【岐阜大学】 3 年次の 9 月～11 月， 4 年次の 5 月～10 月 【名古屋大学】 4 年次 5 月～10 月
②	教育実習の実習期間・総時間数 【岐阜大学】 中学校 4 週間（160 時間），高等学校 2 週間（80 時間） 【名古屋大学】 高等学校 2 週間（80 時間）
③	教育実習校の確保の方法 【岐阜大学】 ＜中学校＞ 実習前年度 12 月に教育実習（ACT プラン）運営協議会に諮って市町教育委員会の内諾を取り、4 月初旬に市町教育委員会及び実習校へ依頼。 ＜高等学校＞ 実習前年度 9 月に教育実習校に内諾依頼をし、実習年度 5 月末までに県教育委員会へ報告。 【名古屋大学】 教育実習協力校として、以下の実習校で承諾を得ている。 ・名古屋大学教育学部附属高等学校 ・愛知県教育委員会管轄の県内の県立高等学校（豊橋市立を含む）
④	教育実習内容 【岐阜大学】 ＜中学校＞ 実習 160 時間のうち全授業時間 24 時間中，授業参観 18 時間，授業担当 5 時間，研究授業 1 時間。それ以外の時間は教務主任教諭等からの指導を受ける。 ＜高等学校＞ 実習 80 時間のうち全授業時間 12 時間中，授業参観 6 時間，授業担当 5 時間，研究授業 1 時間。それ以外の時間は教務主任教諭等からの指導を受ける。 【名古屋大学】 実習期間中第 1 週前半は主として学級運営、ホームルームについて指導し、後半は主として授業参観、研修会等に参加させる。第 2 週以降、実習授業を行わせるとともに、他の授業を参観させる。他に全期間を通じてのホームルーム指導、清掃・給食指導、クラブ・部活動指導を行わせる。実習指導の終期に研究授業を実施し、その結果を評価の資料とする。

⑤ 教育実習生に対する指導の方法

【岐阜大学】

(1) 指導事項

一般的指導講話，観察，参加（学級・学習指導・課外活動）

実習（5～7時間程度），研究授業

(2) 提出物

実習日誌，学習指導案

【名古屋大学】

・学生の指導

教職担当教員が、実習校の指導教員と打ち合わせて行う。

・指導教員の派遣計画

実習生の所属学部の教員が実習期間中1回程度、教科担当教員と指導にあたる。

⑥ 教育実習の成績評価（評価の基準及び方法）

【岐阜大学】

実習校からの成績評価に基づき、教育学部教授会が評価判定する。（成績票添付）

【名古屋大学】

教育学部において、実習記録、出席状況、実習校の評価及び所見を統合し、判定する。

・教育実習評価表の評価項目（評価表添付）

生徒指導（児童・生徒の観察・理解、指導能力、指導態度）

学習指導（教科等に関する能力、指導能力、指導態度）

実習態度（実習生としての自覚、教職に対する熱意、実務能力、教育実習記録）

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

【岐阜大学】

事前指導 3年次 8,10月（21時間）

事後指導 3年次 12月（12時間）

【名古屋大学】

事前指導（4月初旬：8：30～17：00）（8.5時間）

事後指導（11月中旬：8：30～17：00）（8.5時間）

② 内容（具体的な指導項目）

【岐阜大学】

<事前指導（中・高）>

(1) 大学教育指導員による事前ガイダンス（3時間）

「進路支援ガイダンス」「人権に関する講話」「教育実習に向けて」「実習校別ガイダンス」

(2) 附属学校教諭による講義（16時間）

「学級学校経営の実際」「学習指導の実際」「生活指導の実際」「道徳教育の実際」「各教科指導案作成の実際」「特別活動、総合的な学習の実際」「特別支援教育の実際」

(3) 実習校教諭による事前ガイダンス（2時間）

<事後指導（中・高）>

- (1) 大学教育指導員による教育実習の評価、改善及び反省等(8時間)
「教育実習を終えて」「教職インターン 講話」「教育講演会及び就職ガイダンス」
「指導要領及び解説 講話」

- (2) 講座教官による教育実習の評価、改善及び反省等 (4 時間)

【名古屋大学】

- 事前指導：（１）教育実習オリエンテーション
（２）大学教員による講演
（３）学級経営・生活指導に関する講義
（４）各教科教育法単位による分科会（教育学部附属学校教諭による講義）
- 事後指導：（１）教師のあり方・役割及び学習指導・授業方法に関する講義
（２）教育学部附属学校教諭による講評（生徒指導・特別活動・学級経営・教師の規律等）
（３）総括的な講評（各学部単位で行う）

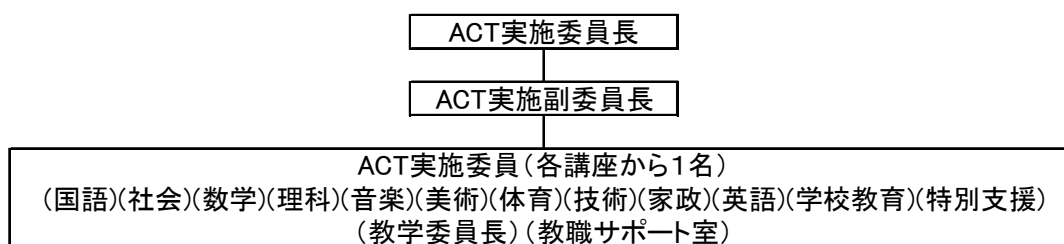
3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

【岐阜大学】

- ① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等
- ・委員会等の名称
岐阜大学教育学部 ACT 実施委員会
 - ・委員会等の構成員（役職・人数など）
ACT 実施委員長、ACT 実施副委員長、ACT 実施委員、教学委員長、教職サポート室教育指導員
18 名によって構成
 - ・委員会等の運営方法
教育実習期間の前後に年 3 回程度開催

【委員会の組織図】

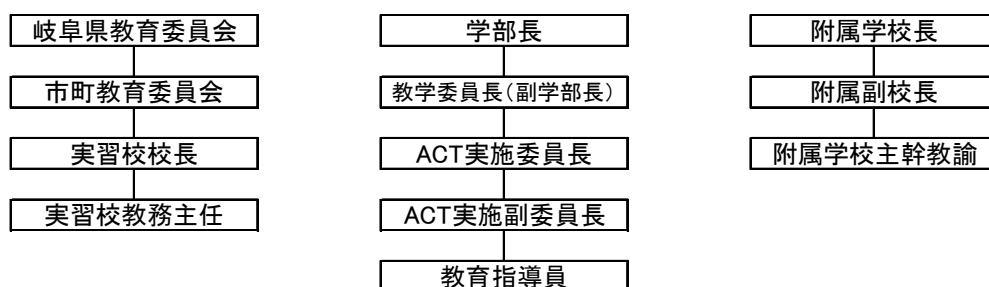
岐阜大学教育学部ACT実施委員会



- ② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等
- ・委員会等の名称
岐阜大学教育学部教育実習（ACT プラン）運営協議会
 - ・委員会等の構成員（役職・人数など）
学部長、副学部長、教学委員長、ACT 実施委員長、ACT 実施副委員長、教職サポート室教育指導員、
附属学校長、岐阜県教育委員会、市町教育委員会、31 名によって構成
 - ・委員会等の運営方法
年 2 回（教育実習期間前後）に定例会議を開催

【委員会の組織図】

岐阜大学教育学部教育実習(ACTプラン)運営協議会



【名古屋大学】

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

・委員会等の名称

名古屋大学教職課程委員会

・委員会等の構成員（役職・人数など）

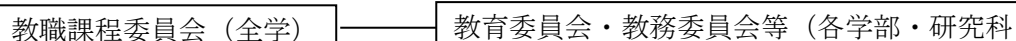
委員長 1 名（教育学部長）

委員 9 名（学部（医学部及び工学部を除く。）、大学院多元数理科学研究科及び大学院環境学研究科の教授又は准教授各 1 名）

・委員会等の運営方法

全学の教職課程に係る事項について審議するため、委員長が委員会を招集し、年 3 回程度開催している。その際、関係する議事が多いことから、教育学部附属学校の教員がオブザーバーとして参加している。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（＊学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

・委員会等の名称

教育推進部教育企画課

・委員会等の構成員（役職・人数など）

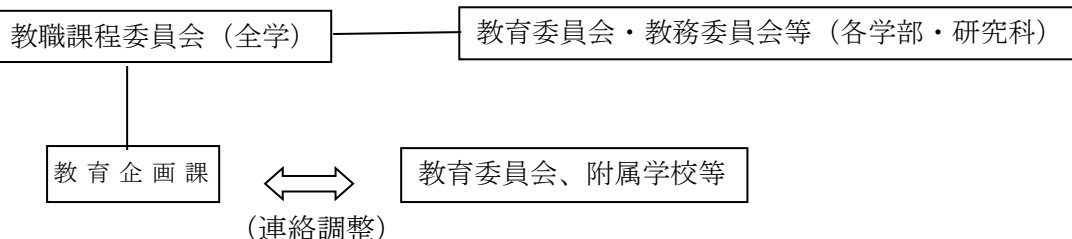
課長 1 名、課長補佐（教務係長兼務） 1 名、係員（教務係） 1 名、事務補佐員 1 名

・委員会等の運営方法

教育実習を含む教職課程に関する事務全般、教職課程委員会に関する事務を所掌している。

教育委員会や附属学校との教育実習受入に関する事務手続き及び教育委員会が開催する教育実習生受入に関する打合せ会への事務担当者出席等を通じ、大学外の関係機関との連絡調整、意見聴取等を行い、教職課程委員会の議事等に反映させている。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

【岐阜大学】

1. 教科に関する科目については、卒業研究を始めるために、必要な最低単位数を修得済み又は履修中の者。
2. 教職に関する科目については、教育実習を除き修得済み又は履修中の者。

【名古屋大学】

1. 以下に掲げる科目を3年次終了までに履修済であること。
 - ・教育の基礎的理解に関する科目 10単位
(教育原理2単位、教職基礎論2単位、教育制度論2単位、教育心理学2単位、教育課程論1単位、特別支援教育1単位)
 - ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目 中学10単位、高校8単位
(道徳教育の理論と実践2単位(*中免のみ)、特別活動・総合的な学習の時間の指導法2単位、教育方法論2単位、生徒・進路指導論2単位、教育相談論2単位)
 - ・各教科の指導法4単位
「各教科教育法」のうち、少なくともⅠ又はⅢから1科目(2単位)、Ⅱ又はⅣから1科目(2単位)を履修すること。
2. 4年次4月に実施される教育実習事前指導を受講済であること。

5 実習校

【岐阜大学】

教育実習	体験活動	学級数の合計	小学校545学級、中学校454学級、義務教育学校34学級、高等学校196学級			
○	×	学校名	岐阜大学教育学部附属小中学校（岐阜県岐阜市加納大手町74） 学級数：34 生徒数：1008人			
		教員数	51人（内訳）教諭48人、助教諭0人、講師0人、養護教諭2人、養護助教諭0人、栄養教諭1人			
○	×	教育委員会名	岐阜市教育委員会	幼稚園：2校	小学校：4校	中学校：5校
○	×	教育委員会名	羽島市教育委員会	小学校：1校	中学校：1校	
○	×	教育委員会名	各務原市教育委員会	小学校：2校	中学校：2校	
○	×	教育委員会名	山県市教育委員会	小学校：1校	中学校：1校	
○	×	教育委員会名	瑞穂市教育委員会	小学校：2校	中学校：2校	
○	×	教育委員会名	本巣市教育委員会	小学校：2校	中学校：2校	
○	×	教育委員会名	羽島郡二町教育委員会	小学校：2校	中学校：2校	
○	×	教育委員会名	北方町教育委員会	小学校：1校	中学校：1校	

○	×	教育委員会名	大垣市教育委員会	小学校：2校	中学校：2校
○	×	教育委員会名	垂井町教育委員会	小学校：1校	中学校：1校
○	×	教育委員会名	関市教育委員会	小学校：1校	中学校：1校
○	×	教育委員会名	美濃市教育委員会	小学校：1校	中学校：1校
○	×	教育委員会名	美濃加茂市教育委員会	小学校：1校	中学校：1校
○	×	教育委員会名	可児市教育委員会	小学校：1校	中学校：1校
○	×	教育委員会名	多治見市教育委員会	小学校：1校	
○	×	教育委員会名	土岐市教育委員会	中学校：1校	
○	×	教育委員会名	瑞浪市教育委員会	小学校：1校	
○	×	教育委員会名	恵那市教育委員会	中学校：1校	
○	×	教育委員会名	中津川市教育委員会	小学校：1校	
○	×	教育委員会名	高山市教育委員会	小学校：1校	中学校：1校
○	×	教育委員会名	下呂市教育委員会	中学校：1校	
○	×	教育委員会名	岐阜県教育委員会	高等学校：63校	
【名古屋大学】					
教育 実習	体験 活動	学級数の合計	高等学校9学級		
○	×	学校名	名古屋大学教育学部附属高等学校（愛知県名古屋市千種区不老町）学級数：9 生徒数：360人		
		教員数	56人（内訳）副校長2人、主幹教諭2人、教諭33人、養護教諭2人、講師17人		
○	×	教育委員会名	愛知県教育委員会		

令和 年度 教育実習成績票

大 学 名		学 部 ・ 学 科 等				実 習 生 氏 名	
岐 阜 大 学		教育学部					
実 習 校 名		配属学年		実習教科		実 習 期 間	
						令和 年 月 日() ～ 令和 年 月 日()	
評価項目	評価					主な観点	
	S	A	B	C	D		
生徒指導						・児童生徒の観察・理解	
						・指導能力	
						・指導態度	
学習指導						・教科等に関する能力	
						・指導能力	
						・指導態度	
実習態度						・実習生としての自覚	
						・教職に対する熱意	
						・実務能力	
						・教育実習記録等	
出欠席	出席すべき日数 日					欠 席 の 理 由	
	出 席 日 数 日						
	欠 席 日 数 日						
	遅刻 回		早退 回				
総合評価	S	A	B	C	D	特記事項	
指導教諭氏名	印						
	印						

令和 年 月 日

学 校 名 _____

校 長 名 _____ 公印

令和 年度 教育実習評価票

大 学 名		学 部 ・ 学 科 等			実 習 生 氏 名		
実 習 校 名		配 属 学 年		実 習 教 科		実 習 期 間	
						月 日から (週間) 月 日まで	
評 価 項 目		評 価 (注 1)				主 な 観 点	
		A	B	C	D		
生 徒 指 導						・ 児童・生徒の観察・理解	
						・ 指導能力	
						・ 指導態度	
学 習 指 導						・ 教科等に関する能力	
						・ 指導能力	
						・ 指導態度	
実 習 態 度						・ 実習生としての自覚	
						・ 教職に対する熱意	
						・ 実務能力	
						・ 教育実習記録等	
出 欠 席		出席すべき日数 日				欠席の理由	
		出 席 日 数 日					
		欠 席 日 数 日					
		遅 刻 回		早 退 回			
総 合 評 価 (注 1)		A	B	C	D	特 記 事 項 (注 2)	
指 導 教 諭 氏 名		印					
		印					

令和 年 月 日

学 校 名 _____

校長氏名 _____

印

注 1 評価及び総合評価は、それぞれBを標準、Dを不合格とし、該当欄に○印をつける。

注 2 特記事項は、評価項目その他について特に記すべきことがあれば記入する。

教職第1100号
令和4年3月11日

教育実習承諾書

国立大学法人東海国立大学機構
岐阜大学教育学部長
別 府 哲 殿

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴雄



令和4年3月4日付け岐大学教第110号で依頼のありました「教員の免許状授与の所有資格を得させるための課程認定」申請に伴う下記免許状取得のための教育実習協力校について、岐阜県内の県立高等学校において教育実習を行うことを承諾する。

なお、実施に当たってはその都度協議することとする。

記

学 部	免 許 状 の 種 類
教育学部	高等学校教諭 一種（情報）

学校数：県立高等学校63校

岐阜大学教育学部と岐阜市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と岐阜市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 岐阜市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と羽島市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と羽島市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 羽島市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と各務原市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と各務原市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 各務原市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と山県市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と山県市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 山県市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と瑞穂市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と瑞穂市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 瑞穂市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と本巣市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と本巣市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 本巣市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と羽島郡二町教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と羽島郡二町教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 羽島郡二町教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と北方町教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と北方町教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 北方町教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と大垣市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と大垣市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 大垣市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と垂井町教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と垂井町教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 垂井町教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と関市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と関市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 関市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と美濃市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と美濃市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 美濃市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と美濃加茂市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と美濃加茂市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 美濃加茂市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と可児市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と可児市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 可児市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と多治見市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と多治見市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 多治見市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と土岐市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と土岐市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 土岐市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と瑞浪市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と瑞浪市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 瑞浪市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と恵那市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と恵那市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 恵那市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と中津川市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と中津川市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 中津川市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と高山市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と高山市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 高山市教育委員会教育長

岐阜大学教育学部と下呂市教育委員会との 教育実習（ACTプラン）実施の連携協力に関する協定

岐阜大学教育学部（以下「甲」という。）と下呂市教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間において教育実習（ACTプラン）実施の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する教育実習（ACTプラン）（本協定において、教育実習（ACTプラン）とは、教職リサーチ（2年次：学校体験）、教職プラクティス（3年次：授業体験）、教職インターン（4年次：就業体験）をいう。）に関して、甲と乙が緊密に連携及び協力して推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙が連携及び協力する具体的内容は、次のとおりとする。

（1）教育実習（ACTプラン）実施に関する事項

- 一 実習協力校
- 二 教育実習（ACTプラン）の実習期間
- 三 教育実習生の配当
- 四 教育実習（ACTプラン）実施に必要なその他の事項

（2）岐阜県の教員養成に関する事項

（信義誠実の義務）

第3条 甲と乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行するものとする。

（経費）

第4条 甲と乙が連携及び協力するために要する経費の負担については、両者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の2か月前までに、両者のいずれから別段の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

(運営協議会)

第6条 甲が実施する教育実習（ACT プラン）の実施計画等について協議するとともに、岐阜県における教員養成に関する事項について検討し、もって教員の資質向上に資することを目的とする運営協議会を設ける。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 岐阜大学教育学部学部長

(乙) 下呂市教育委員会教育長

教育実習受入承諾書

令和4年3月23日

東海国立大学機構長
松尾清一様

愛知県教育委員会
教育長 長谷川 洋



下記免許状取得のため、名古屋市を除く愛知県内の公立中学校及び県立学校において教育実習を行うことを承諾します。

記

1 教育実習の受入に係る学部・学科・入学定員及び免許状の種類

学 部	学 科	入学定員	免許状の種類（免許教科）
教育学部	人間発達科学科	65人	高等学校教諭一種免許状（情報）

2 教育実習の受入時期

令和8年6月8日から6月19日まで

教 育 実 習 承 諾 書

令和4年3月15日

東海国立大学機構長 殿

教育学部附属高等学校長
辻 浩



令和4年3月2日付け機構教企第5－2号で依頼のありました「教員の免許状授与の所有資格を得させるための課程認定」申請に伴う下記免許状取得のための教育実習協力校について、教育学部附属高等学校において教育実習を行うことを承諾します。

記

学 部	免 許 状 の 種 類
教育学部	高等学校教諭 一種（情報）

1. 学級数：9

2. 生徒数：360 人

3. 教員数： 56 人

（内訳）副校長 2 人，主幹教諭 2 人，教諭 33 人，養護教諭 2 人，
講師 17 人